



米沢市報道資料

米沢市指定有形文化財の指定について

令和7年4月16日

社会教育文化課文化財担当

電話 22-5111(内線7530)

日ごろ、本市の文化財行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。
去る3月25日に開催された米沢市文化財保護審議会(会長 白石信也)において、下記の2件について本市の文化財に指定することがふさわしいとの答申を受けました。これを受けまして、4月11日に開催した教育委員会にて市指定文化財に指定することが決定しましたのでお知らせします。なお、指定の日付は、令和7年4月16日(教育委員会告示日)です。

記

1 米沢市指定有形文化財の指定について

物件名 銅造阿弥陀三尊像(どうぞうあみださんぞんぞう)

種 別 有形文化財(彫刻)

員 数 三躯

物件所在地 米沢市大町四丁目1番46号(龍泉寺)

物件所有者 宗教法人龍泉寺

物件名 毛氈鞍覆(もうせんくらおい)

種 別 有形文化財(工芸品)

員 数 一具

物件所在地 米沢市丸の内一丁目4番13号(上杉神社稽照殿)

物件所有者 宗教法人上杉神社

指定概要等 別添のとおり

2 指定後の米沢市指定文化財件数について

市内の指定・登録文化財(国・県・市)総数156件 → 158件

うち、市指定文化財 61件 → 63件

3 文化財の公開について

銅造阿弥陀三尊像 龍泉寺で参拝可(要事前連絡)

毛氈鞍覆 上杉神社稽照殿で9月12日から10月7日まで展示(要拝観料)

米沢市指定有形文化財の指定について

1 米沢市指定有形文化財（彫刻）の指定

米沢市文化財保護条例第5条の規定に基づき、銅造阿弥陀三尊像^{どうぞう あ み だ さんぞんぞう}を米沢市指定有形文化財（彫刻）に指定する。

（1）種別 米沢市指定有形文化財（彫刻）

（2）名称及び員数、所有者、所在地

名称及び員数	所有者	所在地
銅造阿弥陀三尊像 三軀	宗教法人龍泉寺	米沢市大町四丁目1番46号 (龍泉寺)

（3）指定理由

本三尊像は、三軀^くとも立像で、中尊が通肩^{つうけん}とし、両脇侍が八角筒形冠^{はっかくつづがたかん}を付けた善光寺式阿弥陀三尊像脇侍像である。大正6年（1917）の米沢大火で類焼し、中尊は体正面下方や体背面が後補されているが、頭部や体全体の輪郭は当初の形を残し、脇侍像も体部そのものは当初の形態を残しており、三尊そろった鎌倉時代の善光寺式阿弥陀三尊像としての価値は高い。

本市への伝来経緯がわかる史料は無いが、この地域の阿弥陀信仰の広がりを示すものと見られ、鎌倉時代の彫刻遺品としての価値とともに歴史的遺品としても米沢市指定文化財としての価値を有すると考えられる。

2 米沢市指定有形文化財（工芸品）の指定

米沢市文化財保護条例第5条の規定に基づき、毛氈鞍覆^{もうせんくらおおい}を米沢市指定有形文化財（工芸品）に指定する。

（1）種別 米沢市指定有形文化財（工芸品）

（2）名称及び員数、所有者、所在地

名称及び員数	所有者	所在地
毛氈鞍覆 一具	宗教法人上杉神社	米沢市丸の内一丁目4番13号 (上杉神社稽照殿)

（3）指定理由

上杉謙信所用と伝えられる馬具であり、上杉家に伝来し、昭和24年（1949）、宗教法人上杉神社に寄進された。現在は同社の宝物殿である稽照殿に収蔵されている。

上杉謙信が天文19年（1550）、室町幕府13代将軍足利義輝から白傘袋^{しろかさぶくろ}と毛氈鞍覆^{てんぶん}の使用を許されたという史実が、国宝「上杉家文書」によって証明され、国宝「上杉本洛中洛外図屏風」には、毛氈鞍覆をつけた馬が6頭描かれている。文字や絵画では知る事ができるものの、その実物が存在する価値は計り知れない。そして類例はほかに確認されておらず現状唯一無二の遺品である。その資料が本市に伝来していることの意義は大きく、米沢市指定文化財としての価値を有すると考えられる。



右脇侍像

中尊像

左脇侍像

銅造阿弥陀三尊像



毛氈鞍覆